

会 派 民 主 要 望 項 目 一 覧

令和2年度4月臨時補正分(4月2日要望)

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等				
<p>1 新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業等への特別金融支援について</p> <p>1) 今後さらに資金繰りに困難をきたす事業者が増えることもかんがみ、無利子融資の際に設定されている売上高減少等の割合を15%から10%等にするなどの要件の緩和や、無利子融資期間を3年間から5年間に延長するなどの融資内容の拡充を図ること。</p> <p>また、中小企業小口融資の融資枠を広げるとともに、要件緩和をおこなうこと。</p>	<p><新型コロナウイルス対策向け鳥取県地域経済変動対策資金の支援拡充> 融資実行想定額を当初予算の80億円から400億円へ増額するとともに、以下のとおり支援の拡充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子期間の延長（3年→5年） ・無利子対象事業者の拡充 「売上高15%以上減少の事業者」に加え、「売上高5%以上減少の個人事業主」及び「中部地震被災企業向け資金の借入残高のある事業者のうち、売上高5%以上減少の者」（いずれかを満たす者） ・据置期間の延長（3年以内→5年以内） ・無保証料期間の延長（5年→10年） <p><中小企業小口融資の拡充> 鳥取県中小企業小口融資の利子負担を市町村と協調して利子補助することで無利子となり、借換と同様の負担軽減を図る。</p> <p>【4月臨時補正】</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">企業自立サポート事業（制度金融費）</td> <td style="text-align: right;">397,262千円</td> </tr> <tr> <td>信用保証料負担軽減補助金</td> <td style="text-align: right;">326,698千円</td> </tr> </table>	企業自立サポート事業（制度金融費）	397,262千円	信用保証料負担軽減補助金	326,698千円
企業自立サポート事業（制度金融費）	397,262千円				
信用保証料負担軽減補助金	326,698千円				
<p>2) 特に中部地震等で被災した事業所等については、その際の借入金の返済負担があることをかんがみ、月々の返済負担が増えないよう、据え置き期間の延長や融資期間を通じて無利子とするなどの対応を検討すること。</p>	<p>中部地震被災企業向け資金の据置期間の延長（3年以内→5年以内）、融資期間の延長（10年以内→12年以内）の見直しを行うことで支援の拡充を図るとともに、中部地震被災企業向け資金の借入金を新型コロナウイルス対策向け資金への借換えにより無利子期間、無保証料期間の延長を図る。</p> <p>（現行）中部地震被災企業向け資金の概要（H28.10.24 制度創設）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">融資利率</td> <td>当初5年間ゼロ（6年目以降1.43%）</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>当初5年間ゼロ（6年目以降0.23～0.68%）</td> </tr> </table>	融資利率	当初5年間ゼロ（6年目以降1.43%）	保証料	当初5年間ゼロ（6年目以降0.23～0.68%）
融資利率	当初5年間ゼロ（6年目以降1.43%）				
保証料	当初5年間ゼロ（6年目以降0.23～0.68%）				
<p>3) 零細事業所等でも借り入れができるよう、信用保証協会保証の保証率について80%から100%に拡充することを検討、ないし国に要望すること。</p>	<p>国においては、保証率80%の借入金を100%保証の資金に借換えすることは認められていなかったが、国の第3弾の緊急経済対策で、1月29日以降に借入後、売上高15%以上減少した場合は、保証率100%の資金に借換えを可能とする制度が拡充される予定である。</p> <p>今後も保証率が原因で零細企業等が借り入れできないというような事例があれば、県としても国への要望等を検討していく。</p>				

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>4) 資金需要が増加し融資枠が不足する見込みとなった場合は、直ちに補正予算等の対応をすること。</p>	<p>資金需要を踏まえ、320億円の融資枠拡大を行う。今後資金需要がさらに増加する場合には、速やかに対応する。</p> <p>【4月臨時補正】企業自立サポート事業（制度金融費） 397,262千円 信用保証料負担軽減補助金 326,698千円</p>
<p>2 近年の災害で被災していたり、急激に売り上げが減少するなどした事業所に対しては、緊急の助成金を給付すること。</p>	<p>急激に売り上げが減少するなどした事業所に対しては、全国知事会を通じて制度創設を求めている中小企業・個人事業主向けの新たな給付金（持続化給付金）が、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において位置づけられたことから、関係団体などと協力しながら県内事業者による利用促進を図っていく。</p> <p>更に、本県では、特に厳しい状況にある飲食、宿泊、観光事業者等について、食のみやこの魅力発信として、県産農林水産物を活用した新たな取組（テイクアウト、商品開発等）や、休業中の雇用継続に取り組む幅広い取組に10万円を支援していく。</p> <p>【4月臨時補正】頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業 300,000千円</p> <p>加えて、県内中小企業の事業継続のため緊急的に必要な経営を維持するための取組や、新分野進出などビジネスモデルを転換するための取組に対し、50万円（補助率3/4）を支援する経費を補正予算案に計上するとともに、鳥取県産業成長応援補助金の認定要件の緩和を行う。（要件：雇用増又は付加価値増＋雇用維持 → 雇用維持のみ）</p> <p>【4月臨時補正】危機突破企業緊急応援事業 230,000千円 鳥取県産業成長応援補助金（要件緩和） [制度要求]</p>
<p>3 売上げ減等の影響を受けている事業所や個人事業主について、諸税の猶予のみならず減免を検討すること。消費税等の国税の減免についても、国に要望すること。</p>	<p>本県では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時に納税することができないと認められる場合は、徴収猶予、換価猶予の納税緩和制度を柔軟に適用し、法人県民税・事業税等の納税の猶予を行う。</p> <p>また、法人税・消費税等の国税においても、2月以降に収入が大幅に減少した企業・個人事業主を対象とした納税猶予制度を柔軟に適用するよう検討されている。</p> <p>なお、政府が4月に出す緊急経済対策では税負担の軽減措置も考えられており、自動車税環境性能割や固定資産税の軽減等を検討中であると承知している。</p>
<p>4 上記1～3の金融支援における利子補給や保証料補助、緊急助成金、税減免分等については、国による財政措置を要望すること。</p>	<p>全国知事会を通じて県が独自に取り組む制度融資への財政支援や、事業者への一時給付金制度の創設など強く求めてきた結果、このたびの新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、いずれも措置されることとなった。</p> <p>また、地方団体が実施する対策による税減収分については、国の交付金による全額補てん、納税猶予に伴う令和2年度における一時的な減収については資金手当のための地方債の発行が可能とされる予定である。</p> <p>引き続き、状況をよく見極めながら、必要な財政措置を国に求めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>5 雇用調整助成金については、すべての非正規労働者を対象とするとともに助成期間を延長するよう、国に要望すること。</p>	<p>4月1日～6月30日を緊急対応期間とし、通常の支給限度日数とは別枠で助成金を利用可能にしたほか、同期間の助成率を全国一律で引上げ（中小企業4/5、大企業2/3（解雇等を行わない場合は中小企業9/10、大企業3/4））、雇用保険被保険者でない労働者を対象とする特例措置が実施されている。同時に、申請書類の簡素化も図られ、支給手続に要する期間を短縮するとされたところである。 今後の新型コロナウイルスの感染状況をみながら、助成期間のさらなる延長について必要に応じて国に要望していく。</p>
<p>6 飲食業等の零細事業所についても、特別金融支援や雇用調整助成金を受けられるよう制度の周知を図ること。</p>	<p>県ホームページ等で分かりやすく周知するとともに、国、小規模事業者の支援に当たる商工団体、金融機関と引き続き連携して、制度の周知を図っていく。</p>
<p>7 水産業において、宴会のキャンセルや飲食業の客数減により、鮮魚の購入が激減し鮮魚価格が低下したことにより、売り上げが3割以上減少している。また畜産業では、と畜数の減少により舎内在庫を抱え経営の悪化が想定されるが、肉牛経営安定化特別対策事業等による補填額は実質7割である。いずれも関係者の声を聞いて、早急に支援策を検討、実施すること。</p>	<p>外食の減少により家庭での食事機会が増加していることから、量販店及び鮮魚直売店等と連携して県産魚フェアを開催し、魚食普及動画等を活用した県産魚の販売促進に取り組む。 【4月臨時補正】県産魚の消費拡大支援事業 1,972千円</p> <p>畜産業については、国においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による出荷停滞への対策として、肉用牛の出荷延期に伴うかかり増し経費（飼料費等）を支援することとしている。それに加えて、本県では和牛肥育関係者の声を受けて、肉用牛肥育経営安定対策交付金（牛マルキン）の補償の上乗せ助成（9割→9.5割）等の支援を行う。また、交付金の早期交付や補填率の引き上げなどの制度拡充については、機会をとらえて国へ要望していく。 【4月臨時補正】和牛肥育経営緊急支援事業 65,656千円</p>
<p>8 コロナウイルスの感染拡大防止に協力して、政府や地方自治体の自粛要請に応じた事業者には休業補償をするよう国に要望すること。</p>	<p>地方公共団体からの事業活動休止要請にかかる営業損失補償への国財源措置について、全国知事会を通じて国に求めており、今後とも国に必要な対応を求めていく。 なお、今後、本県において休業要請を行う場合には、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、休業にかかる協力金について検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>9 今後感染者が増加することも想定し、感染者の受け入れ医療機関や感染者用病床のさらなる確保、人工呼吸や呼吸 ECMO について機器の増設や操作スキルの向上と人材の育成、感染者が急増した場合に必要な医療従事者の人的体制を確保するため退職者や学生等の活用を図れるよう準備すること。</p> <p>なお、院内感染等が出た場合の地域医療連携の方策をあらかじめ準備しておくこと。</p>	<p>県内において今後感染者が増加した場合の医療提供体制を整備するため、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関の病床確保（4月16日現在 293病床）を進めている。また、各圏域において、重症度に応じた病床機能の調整を行うとともに、人工呼吸器、人工心肺（ECMO）及び陰圧設備等の医療機器の購入費、人工心肺（ECMO）のチーム医療を担う人材の育成・確保に要する支援経費を補正予算案に計上するとともに、公務員退職者等の保健医療従事者の活用を図る。</p> <p>なお、患者の大幅な増加や院内感染の発生により、圏域あるいは県内に入院病床が確保できない場合に備えて、広域的（圏域外、県外）に患者受け入れ調整等を行う「鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター」を3月23日に設置しており、適切に運営していく。</p> <p>【4月臨時補正】医療環境整備事業 1,389,735千円 ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業 1,500千円 入院医療トリアージセンター設置事業 19,049千円 保健所機能等体制強化事業 330,032千円</p> <p>感染症指定医療機関である県立中央病院及び厚生病院においても、感染症病床の整備や、人工呼吸器や体外式膜型人工肺（ECMO）など必要な医療機器を整備するとともに、県内大学病院等と連携して、チーム治療を担う人材の育成や操作技術の習得を進める。</p> <p>【4月臨時補正】医療機器等整備事業（新型コロナウイルス感染症対策） 105,004千円</p>
<p>10 東京ととり学生寮について、大学が始まるまでに東京都で感染者が激増するなどした場合、寮内集団感染を避けるため、必要に応じて、鳥取県内への移動も含めて適切な対応を検討、実施すること。感染者が発生した場合、入院のサポート、症状が軽く入院できない場合の施設内での隔離、施設内の防除等、県において適切な対応をとること。</p>	<p>学生寮では、新型コロナウイルス感染症に対する対応方針として、寮内での感染防止策の徹底や在寮・帰省等の扱い、感染が疑われるときの対応などを管理運営を行っている公益財団法人鳥取県育英会が定めている。寮内で感染者が発生した場合には東京都の指示に従って対応することになるが、居室の隔離などを想定した対応も検討されているところである。</p> <p>県としても、寮生の健康と安全を守るため、育英会に対して助言を行うなど必要な支援を行う。</p>
<p>11 今後雇止め等が増えることも考えられることから、労働相談について、鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」の相談対応を充実、強化するとともに、必要に応じて各総合事務所等に窓口を設けることも検討すること。また、県政だよりで特集を組むなど、あらゆる媒体を使って、県民に対し、コロナウイルス感染拡大に伴う諸支援策等の情報提供を行うこと。</p>	<p>県内3か所の鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」（鳥取・倉吉・米子）では、3月13日から県内3商工会議所（鳥取・倉吉・米子）に設置している特別相談窓口において経営者・労働者からの相談に対応しているところである。今後の相談件数の推移をみながら人員体制の充実も検討するとともに、県民への情報提供を行っていく。</p> <p>コロナウイルス感染拡大に伴う諸支援策及び相談窓口については、チラシ、ウェブ、新聞等で周知を図っているところであるが、今後も、随時に情報の更新を行い、リーフレット配布、ウェブ、新聞等タイムリーに発信できるあらゆる媒体を使って情報提供を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 2 特に妊産婦への感染を防ぐため、総合病院等において、感染者との接触を避けるための対策を講じるとともに、不安を和らげるために必要で正確な情報提供を行うこと。</p>	<p>県医師会や各医療機関等と連携し、院内感染対策において新型コロナウイルスが疑われる患者については、診療時間や動線を区分し患者を受け入れるなど、感染を疑う者との接触を避けるための対策を講じており、妊産婦の方が安心して受診していただけるよう、ホームページ等で周知していく。</p> <p>県立中央病院及び厚生病院においては、感染リスクを減らすため、疑いのある患者とは診察時の導線を分けるなどの対応を行っているところであり、受診する妊産婦にも取組を周知している。</p> <p>また、トリアージセンターに災害医療コーディネーターとして産科等の専門医師に参画いただき情報共有を図っているところであるが、必要に応じて周産期医療協議会を開催し、情報提供等の取組について検討していく。</p> <p>なお、専門機関などが提供する感染予防に対する情報を紹介し、県民の不安を和らげる対策を行っている。</p>
<p>1 3 学校や職場の休業による家庭内等でのDVや虐待の発生も懸念されるため、関係機関と連携して対応の強化を図るとともに、ストレス対策を講じること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大でストレスなどを感じている方に対するこころの相談窓口を県精神保健福祉センター等に設置するとともに、SNS（LINE）による相談事業による相談日数を拡充し、県民の精神保健上の支援（心のケア）を行う。</p> <p>なお、DVについては、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、警察、児童相談所等と連携の強化、児童虐待については、児童相談所において、家庭訪問の回数を増やしたり、学校の家庭訪問の状況を確認するなどして対応の強化を図っていく。</p> <p>また、国において、DV相談機能が拡充（国によるSNS等相談窓口の設置）される予定と聞いており、県の相談窓口と併せ、周知を図っていく。</p> <p>【4月臨時補正】とっとりSNS相談事業 3,960千円</p>
<p>1 4 老人介護施設や障がい者施設等の安全を守るため、県内で感染者が出た際などに、直ちにデイサービス、ショートステイなどのサービスの在り方を検討できるよう、必要な感染者情報を迅速に施設に提供すること。</p> <p>また、施設内で感染者が発生した場合の対応策を講じておくこと。</p>	<p>感染予防のため、既に高齢者施設、障がい者施設等に4万枚のマスクを県が配布しており、今後も県の備蓄等を活用して必要な支援を行っていく。</p> <p>これらの施設における新型コロナウイルス感染症の感染予防のための研修動画を県のホームページにおいて配信し、施設に対して周知を行っていく。</p> <p>高齢者施設、障がい者施設の利用者、職員に感染者が発生した場合には、他施設による利用調整を図りつつ、一定期間の休業要請を行うなど鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画に基づき対応していく。</p> <p>【4月臨時補正】新型コロナウイルス感染防止衛生用品購入事業 70,000千円</p>
<p>1 5 消防署、警察署内で感染者が出た時の具体的な事業継続計画を策定しておくこと。</p>	<p>中部消防局、西部消防局は事業継続計画を策定済みであり、東部消防局は、事業継続計画を令和2年5月上旬に策定を予定している。</p> <p>警察においては、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが難しいものと、一定期間であれば縮小又は中断が可能な業務とを仕分けした事業継続計画を策定しており、引き続き必要な警察活動を維持しつつ、感染拡大に伴う混乱等不測の事態にも的確に対処できるよう備えていく。</p>